

## 資料1

### 議長諮問事項

#### (1) 委員会のインターネット中継

平成25年1月21日の代表者会で協議されたが合意に至らず、各会派に持ち帰りで保留となっている。当時の各派代表者会では、委員会のネット中継の予算化に伴う事務の効率化と費用対効果、市民に最後まで委員会を見ていただくための工夫として委員会の時間短縮等を図れないかが協議された。

平成25年1月21日代表者会 配付資料

### インターネット中継に係る委員会の運営方法について（案）

#### ①予算書・決算書の説明の省略

- ・委員の席に委員会審査分担表を配付 ⇒ 委員自身が確認できる
- ・説明はそれほど詳細ではない

**案1** 全部省略

**案2** 所管部分の確認のみ

**案3** 所管部分の確認とポイントのみ

（充実、縮小、廃止事業や変化のあったところのみ）

#### ②委員外議員の発言の制限

- ・会議規則では認められている
- ・すべての会派が委員を出しているわけではない

**案1** すべての委員外議員の発言を禁止する

**案2** 委員を出している会派の委員外議員の発言を禁止する

**案3** **案2**+委員を出していない会派の委員外議員の発言を必要最低限とする

**案4** **案2**+委員を出していない会派の委員外議員の発言を1回までとする

ただし、予算・決算については3回までとする

大和市議会会議規則第116条（委員外議員の発言）にかかる申し合わせ

- 1 同じ会派に委員がいる場合は、その委員に全権委任をした形で会派の意見を発言してもらい、委員外議員の発言は極力行わない。委員がない委員会でも極力簡潔に発言をする。

（平成23年6月22日 議運決定）